

土壌汚染の調査及び対策について

平成31年4月1日施行の新規定が適用される場合は、こちらのパンフレットをご参照ください。

葛飾区内における土壌汚染対策については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)及び土壌汚染対策法に基づく手続きがあります。

土壌汚染調査の契機と対象者

	対象者	契機	手続きの詳細
工場等廃止時	環境確保条例 第116条	有害物質取扱事業者(※)	工場又は指定作業場を廃止したり、土壌の掘削を伴う施設等の除却をしたりをするとき 次頁 《パターン①》へ
	土壌汚染対策法 第3条	土地所有者等	有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき 次々頁 《パターン③》へ
土地改変時	環境確保条例 第117条	土地改変者	原則として、3,000㎡以上の敷地内において ①土地の形質の変更、土地の切り盛り、掘削、造成を行うとき(通常の管理行為や軽易な行為、改変対象となる面積の合計が300㎡未満の行為等は除く) ②土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出の対象となる行為を行うとき 次頁 《パターン②》へ
	土壌汚染対策法 第4条	第4条第1項の届出: 土地の形質変更を行う者 第4条第2項の届出: 土地所有者等	形質変更しようとする面積が3,000㎡以上のとき (有害物質使用特定施設が存在する工場又は事業場の敷地にあつては、900㎡以上) 次々頁 《パターン④》へ
健康被害・地下水汚染	環境確保条例 第114条 第115条	有害物質取扱事業者(※)	①汚染土壌処理基準を超え、又は超えることが確実な土壌汚染を生じさせた場合で、人の健康に係る被害が生じ又は生じるおそれがあるとき ②周辺で地下水の汚染が認められるとき 東京都環境局(最終頁《お問い合わせ先、受付窓口》)へ ご確認下さい。
	土壌汚染対策法 第5条	土地所有者等	土壌汚染により健康被害が生じるおそれがあると知事が認めたとき 次々頁 《パターン⑤》へ

※条例上の工場又は指定作業場を設置している者で、特定有害物質を取扱い又は取扱ったことがある者。

(注)塗りつぶし部分の手続きに関する窓口が葛飾区、それ以外の手続きに関しては東京都が窓口です。

《調査・対策の方法》

※環境確保条例に係る土壌汚染の調査や対策の方法等は、「東京都土壌汚染対策指針(平成31年東京都告示第394号)」に規定されています。

※法・条例の土壌調査は、指定調査機関に依頼してください。指定調査機関一覧はこちら↓

<http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/index.html> (環境省ホームページ内)

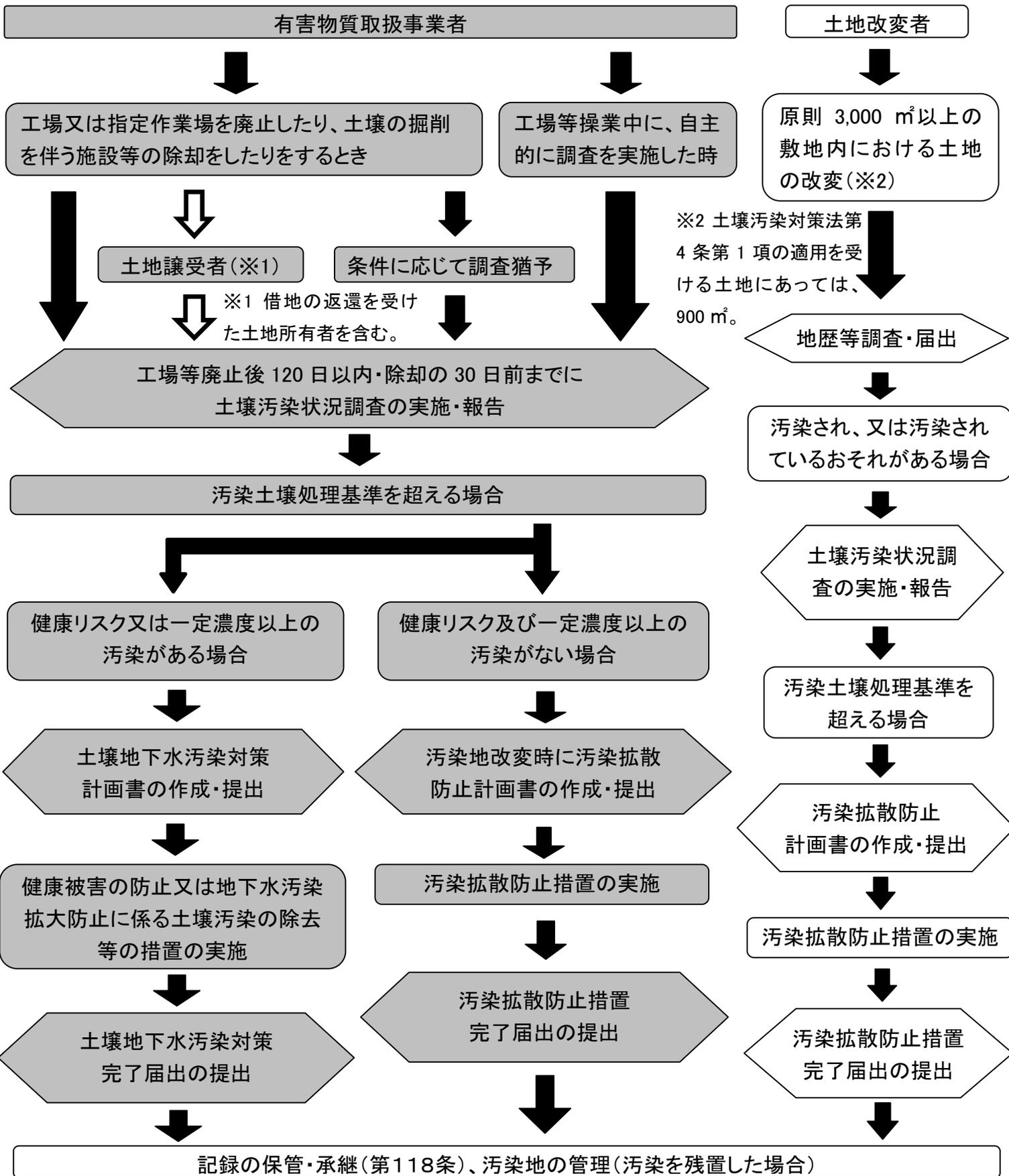
環境確保条例

平成13年10月1日施行

改正 平成31年4月1日施行

《パターン①》
(第116条)

《パターン②》
(第117条)



○ 台帳の調製・公開(第118条の2)

区及び都は、第114条から第117条までの規定による調査、計画書、措置等について、汚染が確認された場合に、汚染状況等を記載した台帳を作成し閲覧に供します。第116条に基づくものは区、それ以外は都が実施することとなります。

土 壌 汚 染 対 策 法

平成15年2月15日施行

改正 平成22年4月 1日施行

改正 平成31年4月 1日施行

《パターン③》

(第3条)

有害物質使用特定
施設の廃止

《パターン④》

(第4条)

一定規模
(3,000 m²)以上の
形質の改変(※3)

《パターン⑤》

(第5条)

土壌汚染による
健康被害が生ずる
おそれのある土地

(第14条)

指定の申請

※3 有害物質
使用特定施設
が存在する工
場又は事業場
の敷地にあつ
ては、900 m²

汚染のおそれあり

調査・結果報告命令

自主調査結果等
を添付して申請

土壌汚染状況調査の実施・報告
(土地所有者等が報告)

指定基準に不適合

【要措置区域】又は【形質変更時要届出区域】に指定

【要措置区域】

- ・健康被害が生ずるおそれのある土地
- ・汚染の除去等の措置を知事が指示
- ・原則として形質の変更は禁止

【形質変更時要届出区域】

- ・健康被害の生ずるおそれのない土地
- ・土地の形質を変更する場合にはあらかじめ届出が必要

《指定を受けた区域における手続等》

※汚染の除去が行われた場合には、指定を解除
(要措置区域の解除には、措置完了報告書の提出が必要)

○ 汚染の除去等の措置の指示(第7条)【要措置区域】

知事は、要措置区域を指定したときは、当該要措置区域内の土地の所有者又は汚染原因者に対し、汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示します。

○ 土地の形質の変更の届出(第12条)【形質変更時要届出区域】

形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、着手の14日前までに、土地の形質の変更について知事に届出が必要です。

○ 台帳(第15条)【要措置区域】【形質変更時要届出区域】

知事は、要措置区域及び形質変更時要届出区域について、台帳を調整し閲覧に供します。
指定されている区域の一覧及び概要は、東京都環境局の土壌汚染対策のホームページでご覧いただけます。

○ 汚染土壌の搬出時の届出(第16条)【要措置区域】【形質変更時要届出区域】

汚染土壌を要措置区域又は形質変更時要届出区域から搬出しようとする者は、着手の14日前までに、搬出の計画について知事に届出が必要です。

《汚染土壌処理基準(環境確保条例)・指定基準(土壌汚染対策法)》

- ・土壌溶出量基準(単位:mg/L)・・・地下水等の摂取による健康影響の観点
- ・土壌含有量基準(単位:mg/kg)・・・土壌の直接摂取による健康影響の観点

- ・地下水基準(単位:mg/L)・・・人の健康に係る被害が生じるかどうかを評価する際の指標となる基準
- ・第二溶出量基準(単位:mg/L)・・・おおむね溶出量基準の3~30倍程度に設定され、地下水汚染拡大のおそれを評価するにあたって指標となる基準
- ・第二地下水基準(単位:mg/L)・・・おおむね地下水基準の10倍程度に設定され、周辺への地下水汚染拡大のおそれを評価するにあたって指標となる基準

第一種特定有害物質(12種類)		第二種特定有害物質(9種類)			第三種特定有害物質(5種類)	
有害物質の種類	溶出量基準(mg/L)	有害物質の種類	溶出量基準(mg/L)	含有量基準(mg/kg)	有害物質の種類	溶出量基準(mg/L)
トリクロロエチレン	0.03	カドミウム及びその化合物	0.01	150	有機燐化合物(注)	不検出
テトラクロロエチレン	0.01	シアン化合物	不検出	50(遊離シアン)	ポリ塩化ビフェニル	不検出
ジクロロメタン	0.02				チウラム	0.006
四塩化炭素	0.002	鉛及びその化合物	0.01	150	シマジン	0.003
1,2-ジクロロエタン	0.004	六価クロム化合物	0.05	250	チオベンカルブ	0.02
1,1-ジクロロエチレン	0.1	砒素及びその化合物	0.01	150		
1,2-ジクロロエチレン	0.04	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005 (アルキル水銀不検出)	15		
1,1,1-トリクロロエタン	1				セレン及びその化合物	0.01
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	ほう素及びその化合物	1	4000		
1,3-ジクロロプロペン	0.002	ふっ素及びその化合物	0.8	4000		
ベンゼン	0.01					
塩化ビニルモノマー (クロロエチレン)	0.002	※「トリクロロエチレン」は「トリクレン」、「テトラクロロエチレン」は「パークロ」、「1,1,1-トリクロロエタン」は「エタン」、「ポリ塩化ビフェニル」は「PCB」と呼ばれることがあります。				

(注)有機燐化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

《お問い合わせ先、受付窓口》

法令	お問い合わせ先・受付窓口
条例第114条 第115条 第117条 土壌汚染対策法	東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1(都庁第二本庁舎20階北側) TEL 03-5388-3468(土壌汚染総合相談窓口)
条例第116条	葛飾区役所 環境部 環境課 公害対策相談係 〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1(葛飾区役所4階410番窓口) TEL 03-3695-1111(代表) 3525~3529(内線)

※土壌汚染対策指針、法・条例の届出様式、環境確保条例に基づく届出書の作成の手引き等は、東京都環境局の土壌汚染対策のホームページからダウンロードできます。

東京都の土壌汚染対策ホームページ

東京都 土壌汚染

検索 

このパンフレットは、平成31年4月1日に作成したものです。

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。